

○始良市総合計画策定条例

平成23年10月13日条例第10号

始良市総合計画策定条例

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画の策定について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であり、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた市政の最高理念であり、まちづくりの基本的な理念と市の将来的な姿を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市政全般に係る政策の基本的な方向を総合的かつ体系的に明らかにしたもので、市が策定する各種の計画及び施策のすべての基本となる計画をいう。
- (4) 実施計画 市政の具体的な計画であり、施策を実現するため実施する事業を示すものをいう。

(総合計画審議会への諮問)

第3条 市長は、基本構想を策定するに当たっては、あらかじめ、始良市総合計画審議会条例（平成22年始良市条例第237号）第1条に規定する始良市総合計画審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第4条 市長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経るものとする。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

(基本計画及び実施計画の策定)

第5条 市長は、基本構想に基づき、基本計画及び実施計画を策定するものとする。

(総合計画の公表)

第6条 市長は、総合計画の策定後、速やかにこれを公表するものとする。

2 前項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(総合計画の位置付け)

第7条 市長は、総合計画に基づいて市の施策の基本的な事項を定める計画を策定し、又は変更するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。